

資料2-3

平成26年12月19日
文部科学省
生涯学習政策局政策課

中央教育審議会初等中等教育分科会並びに大学分科会大学教育部会及び 大学院部会における審議のまとめ（案）等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「中央教育審議会初等中等教育分科会並びに大学分科会大学教育部会及び大学院部会における審議のまとめ（案）等」について、平成26年11月7日から平成26年11月25日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計436件の御意見をいただきました。

いただいた主な意見は別紙のとおりです。いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

（意見の内訳）

小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について（審議のまとめ）に関する意見	212件
高等学校早期卒業制度について（要点の整理）に関する意見	145件
高等教育機関における編入学の柔軟化について（方向性）に関する意見	54件
国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて（方向性）に関する意見	23件
その他	2件

(別 紙)

中央教育審議会初等中等教育分科会並びに大学分科会大学教育部会及び 大学院部会における審議のまとめ（案）等に関する主な意見

【小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について（審議のまとめ）に関する意見】

- 中1ギャップの解消等のため、すみやかに小中一貫教育の制度化を推進するべきである。
- 小中一貫教育の制度化により教育をいっそう競争主義的なものとなるので、容認できない。

（導入に関して配慮すべき事項について）

- 小中一貫教育の必要性はあるが、まずは各中学校区で十分な小中連携を行うことが大切。生徒指導や学習のルールを中学校区で統一することで、中学校入学後もスムーズに学校生活に慣れさせるところから始め、十分に検討する時間が必要。
- 転出入者への対応、人間関係の固定化、小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成に懸念がある。
- 地域の公立学校として複数のタイプが併存することが、公教育の平等性を阻害しないようにする必要がある。
- 学校選択制が導入された場合、小学校入学時点で学校種の選択を迫られるに至るので混乱や悪影響が出るのではないか。
- 小中一貫教育学校が普通の小中学校と異なる学校として位置づけられ、高校進学の際に特別な学校として見られることがないようにする必要がある。
- いわゆる「中1ギャップ」という課題が強調されているが、「小学校卒業」「中学校入学」のような節目も、子供たちの精神的な成長にとって極めて重要であることを踏まえて制度を考えるべき。
- 小中一貫教育の導入については、設置者のトップダウンではなく地域や保護者、学校の意見を十分にふまえた判断がなされるべきである。
- 指導内容の前倒しなど教育内容の変更が安易に実施されないようにすべき。

- 小中一貫教育の推進が安易に学校統廃合と併せて議論されることがないようにすべきである。
- 小中一貫教育の導入による教職員の多忙化が懸念されるため、教職員定数の改善はもちろんのこと、学校運営組織や教科担任制・学級担任制のあり方、研修体制、生徒指導体制等、十分な研究・検討が必要である。

(推進方策について)

- 小中一貫教育を円滑、効果的に進める上で、例えば小・中学校間のコーディネーターを担う人材の配置、複数の学校を全体的にマネジメントする統括責任者の配置、事務職員体制の整備等が必要である。
- 現在、いろいろな形態の小中一貫教育の取組事例があるが、施設が離れているため、連絡がタイムリーに行えないこと等の課題も挙げられている。施設一体型が望ましいのではないか。
- 小中一貫教育についても必要な予算を確保し、それを現場の子供たちのために十分使えるようにして頂きたい。
- 加配の基準を明確に示すべき。スクールカウンセラー等の専門職員の位置づけを明確にすべき。
- 私立学校が小中一貫教育を実施しようとする場合の支援策が明確でない。
- 中1ギャップの解消は重要な課題であるが、既存の小中連携を更に充実させる施策の推進に力を注ぐべきである。

(教員免許について)

- 教員養成において小中学校の免許を併有する教員の養成を強化すべきである。
- 小中一貫教育の利点の一つが小学校における専科指導を充実できることであることから、養成段階において教科の専門性を高められるようにしていく必要がある。
- 小学校教員免許を取得できる大学は少ないため、小中免許の併有を原則とすると、小中一貫教育学校(仮称)の教員に、教員養成系大学出身者が多くなり、開放性の原則に影響を及ぼすことが危惧される。
- 小中一貫型小・中学校においても教員免許状の併有を原則とすべき。

- 免許併有者を全ての都道府県で十分に確保する必要。そのために免許法認定講習を安定的に実施する必要があり、国の責務として取り組む必要がある。
- 小中一貫教育学校（仮称）においては、当分の間どちらか一方の免許状を有することもって相当する課程の指導を可能とするとされているが、ある程度期限を意識して取組を進めることが必要ではないか。

（検討の経過について）

- 小中一貫教育を制度化するには、拙速な導入とならないよう、子供たちの学びや人間関係、教育課程をはじめ教員免許や教職員配置のあり方など、多方面にわたる課題について慎重かつ十分な審議が必要である。
- 中1ギャップについては、データの出典が示されず、全国的な問題であることの数根拠が示されていないのではないか。
- 小中一貫教育の実績は小中学校全体からすればごく少数であり、制度化の有力な根拠とはならないのではないか。
- 中高一貫教育と小中一貫教育について、中学校部分が競合することとなるが、それらの整合性がどのように検討されたかが明らかになっていないのではないか。

（その他）

- 幼小連携、中高一貫、小中一貫の関係など、学制全体のデザインについて引き続き研究と議論を深めていく必要がある。

【高等学校早期卒業制度について（要点の整理）に関する意見】

- 高校生が安心して飛び入学を選択できるよう、高校卒業の資格がもらえる制度は必要である。
- 特例的な飛び入学者への入学後の進路変更について教育的な配慮が必要であり、高校及び大学での修得単位を確認・審査した上で「高等学校卒業資格」を認めることまでは否定しない。
- 要点の整理の内容は、現行制度の課題を解消するものと評価できるが、「豊かな心」など全人的な成長を認定するような制度にしていく必要がある。
- 文部科学大臣が認定する基準が曖昧である。飛び入学者がこの認定を受けられない場合高校中退となってしまうため、基準を明確化するか、飛び入学が認められた時点で自動的に認定をするべきである。

- 飛び入学が活用されないのは、高校中退となることが原因ではない。大多数の生徒は高等学校で3年間過ごし、大学へ入学することを望んでいることや、受け入れる大学側でその学ぶべき分野で十分な指導体制が整備されているとは言えない状況であったことに起因するのではないか。
- 高校教育では、学力以外に、社会に適応する力なども身につけるものである。飛び入学の促進のために高等学校の修業年限や修得単位数を減じることは後期中等教育をないがしろにするものであり、教育課程の検討の姿勢として本末転倒である。
- 飛び入学者が高等学校卒業資格を取得する必要があるならば、高等学校卒業程度認定試験の活用によって資格を得るべきである。また、高等学校で学び直しが円滑に行われるよう支援する必要がある。
- 進路変更は自己責任で行うものであり、高校在学中に病気等により進路変更を余儀なくされることもあるのだから、飛び入学者のみを優遇するのは疑問である。

【高等教育機関における編入学の柔軟化について（方向性）に関する意見】

- 飛び入学や帰国子女・外国人の受け入れ、大学院の社会人入学など、教育界で積極的に進められている個人の意思で様々な分野に挑戦できる仕組みの整備の一環として高等学校専攻科からの編入学の途を開くことが適當である。
- 専攻科の生徒には、中学校卒業段階で職業に対する目的意識をもって専門高校に進学したり、家庭の経済的事情等で進学する者も多く、教育水準も大学教員等の協力により高い水準となるよう努めていることを踏まえて、高等学校専攻科から大学への編入学を認めることが適當である。
- 修業年限や授業時数などについての新たに設ける基準については、専門学校との整合性を保ちつつ、ハードルを過度に設けることにより制度の活用促進に支障に出ることがないようにするべきである。
- 基本的には賛成だが、大学へのバイパスとして安易に使われることのないようにすることが必要である。また、教育の質保証が大学に求められている中で、編入学を認めるか、どのように単位認定するかの判断は大学に委ねられるべきである。
- 特別支援学校専攻科においても、あんま、はり、きゅう師の養成課程等として十分な授業時数や、教員組織等を有した教育を実施しており、大学への編入学を可能とすることが適當である。

- 高等学校関係団体としても、高等学校専攻科における指導を一層の充実を目指し、各学校の啓発と相互の切磋琢磨を積極的に促していくとともに、教育の質の担保を図るための取組についてもその重要性を認識している。
- 高等学校専攻科・省庁系大学校等からの大学への編入学を認めるためには、中等教育機関である高等学校専攻科と高等教育機関である大学等との教育課程の接続、省庁系大学校の教育課程の在り方、学生のニーズなどを精査したうえで検討される必要がある。

【国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて（方向性）に関する意見】

- 見直し案に賛同。海外の優れた人材を積極的に受け入れ、国際化を推進していく観点から、より柔軟な仕組みを早急に検討して頂きたい。
- 学制の異なる国からの留学生受け入れ等、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する方向性を示すものであり、適正な学力の担保を条件に積極的に推し進めるべき施策であると考えるが、以下の2点について配慮願いたい。
 - ・修業年限要件の緩和
 - 中等教育・大学教育において、日本は外国に比べ、教育課程に時間をかけ過ぎているという印象を与えることとなるので日本国内においても、飛び級制度等により、大学及び大学院の入学資格の弾力化を進める方向にあることにも言及すべき。
 - ・大学院入学資格の拡大
 - この拡大には、年齢の規定改正を前提としているのか明らかにしていただきたい。文部科学省から我が国の大学院入学資格を認める海外の対象国を指定するのであれば、学位の質保証の観点から、対象国の中でも認証評価機関など公的な評価に基づいて文部科学省がガイドラインを示すことが適当と考える。
- 学制の異なる他国からの留学生の受け入れについては、学校教育法にある「文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」の運用で11年の課程を修了した他国からの留学生にも十分対応できる。法令改正による修了要件の緩和については慎重に検討する必要があると思われる。